

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年 8 月14日
<b>【会社名】</b>	株式会社中山製鋼所
<b>【英訳名】</b>	Nakayama Steel Works, Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 森 田 俊 一
<b>【本店の所在の場所】</b>	大阪市大正区船町一丁目 1 番66号
<b>【電話番号】</b>	(06)6555-3111(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	経理部長 阪 口 光 昭
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	大阪市大正区船町一丁目 1 番66号
<b>【電話番号】</b>	(06)6555-3035
<b>【事務連絡者氏名】</b>	経理部長 阪 口 光 昭
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当 9,012,536,000円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月14日に平成26年3月期第1四半期に係る四半期報告書を提出したことに伴い、平成25年3月28日に提出いたしました有価証券届出書並びに平成25年3月29日、5月10日、6月19日、7月9日、7月10日及び8月7日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、また、割当予定先の状況に記載の各割当予定先がそれぞれ四半期報告書を提出したことにより、それらの事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

### 第三部 追完情報

### 第四部 組込情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

## 第一部 証券情報

## 第3 第三者割当の場合の特記事項

## 1 割当予定先の状況

(訂正前)

a 割当予定先の概要	名 称	新日鐵住金株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第88期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月25日 関東財務局長に提出

&lt; 中略 &gt;

a 割当予定先の概要	名 称	阪和興業株式会社
	本店の所在地	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第66期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月28日 関東財務局長に提出

&lt; 中略 &gt;

a 割当予定先の概要	名 称	日鐵商事株式會社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第36期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月21日 関東財務局長に提出

&lt; 中略 &gt;

a 割当予定先の概要	名 称	エア・ウォーター株式会社
	本店の所在地	札幌市中央区北三条西一丁目2番地
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第13期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月27日 関東財務局長に提出

&lt; 中略 &gt;

a 割当予定先の概要	名 称	大阪瓦斯株式会社
	本店の所在地	大阪市中央区平野町四丁目 1 番 2 号
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	<u>（有価証券報告書）</u> <u>事業年度第195期</u> <u>（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）</u> <u>平成25年 6 月28日 関東財務局長に提出</u>

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

a 割当予定先の概要	名 称	新日鐵住金株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	<u>（有価証券報告書）</u> <u>事業年度第88期</u> <u>（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）</u> <u>平成25年 6 月25日 関東財務局長に提出</u>  <u>（四半期報告書）</u> <u>事業年度第89期第 1 四半期</u> <u>（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日）</u> <u>平成25年 8 月 6 日 関東財務局長に提出</u>

&lt; 中略 &gt;

a 割当予定先の概要	名 称	阪和興業株式会社
	本店の所在地	大阪市中央区伏見町四丁目 3 番 9 号
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	<u>（有価証券報告書）</u> <u>事業年度第66期</u> <u>（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）</u> <u>平成25年 6 月28日 関東財務局長に提出</u>  <u>（四半期報告書）</u> <u>事業年度第67期第 1 四半期</u> <u>（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日）</u> <u>平成25年 8 月14日 関東財務局長に提出</u>

&lt; 中略 &gt;

a 割当予定先の概要	名 称	日鐵商事株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	<u>（有価証券報告書）</u> <u>事業年度第36期</u> <u>（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）</u> <u>平成25年 6 月21日 関東財務局長に提出</u>  <u>（四半期報告書）</u> <u>事業年度第37期第 1 四半期</u> <u>（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日）</u> <u>平成25年 8 月 9 日 関東財務局長に提出</u>

&lt; 中略 &gt;

a 割当予定先の概要	名 称	エア・ウォーター株式会社
	本店の所在地	札幌市中央区北三条西一丁目 2 番地
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	<u>（有価証券報告書）</u> <u>事業年度第13期</u> <u>（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）</u> <u>平成25年 6 月27日 関東財務局長に提出</u>  <u>（四半期報告書）</u> <u>事業年度第14期第 1 四半期</u> <u>（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日）</u> <u>平成25年 8 月14日 関東財務局長に提出</u>

&lt; 中略 &gt;

a 割当予定先の概要	名 称	大阪瓦斯株式会社
	本店の所在地	大阪府中央区平野町四丁目 1 番 2 号
	直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	<u>（有価証券報告書）</u> <u>事業年度第195期</u> <u>（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）</u> <u>平成25年 6 月28日 関東財務局長に提出</u>  <u>（四半期報告書）</u> <u>事業年度第196期第 1 四半期</u> <u>（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日）</u> <u>平成25年 8 月13日 関東財務局長に提出</u>

&lt; 後略 &gt;

### 第三部 追完情報

（訂正前）

#### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第119期事業年度）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年6月19日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年6月19日）においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 2 <省略>

#### 3 最近の業績の概要

<後略>

（訂正後）

#### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第119期事業年度）及び四半期報告書（第120期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年8月14日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年8月14日）においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 2 <省略>

#### 「3 最近の業績の概要」の全文削除

<後略>

### 第四部 組込情報

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第119期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月19日 関東財務局長に提出
---------	-----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、前記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第119期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月19日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第120期第1四半期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月14日 関東財務局長に提出

なお、前記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月14日

株式会社中山製鋼所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 安弘

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中畑 孝英

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中山製鋼所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

- 追加情報に記載されているとおり、会社は、株式会社地域経済活性化支援機構に対して株式会社地域経済活性化支援機構法第25条第1項に基づく申込を行った際に提出した事業再生計画に基づき、平成25年6月20日付で、同法第28条第1項に定める債権の買取決定の通知を受け、平成25年7月9日に連結子会社5社との株式交換を実施し、さらに、平成25年8月27日に関係金融機関等から約602億円の債権放棄等の金融支援を受けるとともに第三者割当増資により約90億円の資金調達を行う予定である。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年7月9日を効力発生日として、会社を株式交換完全親会社、連結子会社5社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、負ののれんが発生するとともに資本剰余金が増加している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。